

答弁書第二九号

内閣参質第一七号

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尙武殿

参議院議員小林勝馬君提出船舶税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小林勝馬君提出船舶税に関する質問に対する答弁書

今次地方税制の改正に当りましては従来の税目中不適當なものは極力整理して税制の簡易化を図ることを主眼としております。

船舶は特定の地方団体の施設との関連性は自動車ほど強くないので独立税の形において存置せず土地家屋なみに一般の固定資産税の客体として扱うことを適當と思料し今回廃止することと致したのであります。なお、自動車税は固定資産税を課せられる場合よりも軽減しているものではありませんので申し添えます。